

企業の道徳的行為者性を巡る論争

杉本 俊介

0. はじめに

企業倫理学の教科書には、「道徳的人格としての企業」という節がしばしば見られる(たとえば、Donaldson & Werhane 1983, Hoffman & Moore 1984, Frederick 1999)。これは、人間ではなく企業を道徳的人格として捉え、それによって(あるいはそれとともに)責任の帰属、損害賠償などの処罰対象として企業を扱う考えである。教科書の多くは、アメリカの哲学者 Peter A. French が 1979 年に *American Philosophical Quarterly* に載せた「道徳的人格としての企業 (The Corporation as a Moral Person)」(French 1979) という論文を収録している。この論文で French は、企業は行為者 (agent) であり道徳的人格である、と主張した。これは「企業の道徳的行為者性 (corporate moral agency)」と呼ばれる¹。一見すると企業を人間と同じように扱っているこの見解には、多くの反論が起こった。たとえば Manuel G. Velasquez は「企業倫理学本来の主体は個々のビジネスパーソンである」(Velasquez 1983, 112) と反発する。確かにこれは、道徳的主体として人間を第一に捉え、それを動物や制度に拡張してゆく伝統的な倫理学を慣れ親しんだ者にとってはごく普通の反応であるように思われる。

本稿は、French の「道徳的人格としての企業」に端を発する、企業の道徳的行為者性の是非を巡る約三十年間の論争を取り上げる。French は一連の著作を通して一貫してこの考えを支持する論証を行っている。だが、French への批判の多くは 1979 年の上記の論文だけに集中している。よって、従来企業倫理学のひとつのテーマとして紹介されてきた企業の道徳的行為者性を巡る論争はいまだ 1979 年の French のアイデアに固執している、と考えられる。そこで本稿では、French の 1995 年の著作『企業の倫理 (Corporate Ethics)』を取り上げ、1979 年の French の論文に対しては有効であった反論にどの程度まで本書の議論で

応えられるかを検討する²。

以下に本稿の構成を示す。まず第一節で、多くの批判がなされてきた初期の論文「道徳的人格としての企業」の論証を示す。第二節で、この論文に対する批判や擁護を整理し示してゆく。第三節では、こうした批判を検討してみる。第四節で、彼の『企業の倫理』、特にその第一章で示される新しいかたちの企業の道徳的行為者性を示し、それが従来 of 批判に応えられるかどうか検討する。

1. 「道徳的人格としての企業」での論証

French は論文「道徳的人格としての企業」において、企業は道徳的人格である、と主張する。この論文ではまず人格 (person) 概念が、行為者であるという性質 (行為者性 agency) を持つ形而上学的人格、責任を帰することが可能であるという道徳的人格、法人であるという法的人格に区別される。French によれば、当時の多くの道徳哲学者や経済学者は、企業がたとえ形而上学的人格であっても、それだけで企業が道徳的人格であるとは言えないとしてきた。しかし French は、形而上学的人格は道徳的人格の十分条件でもあると論じる。そのために企業は、道徳的行為者であるという性質、つまり企業の道徳的行為者性 (corporate moral agency) を持たなければならない。彼は、企業の道徳的行為者性を立証することで、企業は道徳的人格であると言えると主張する。

次に French は、そもそも道徳的人格であるためには、なにがあればよいのか考える。そこには、単に原因を帰することができるという意味での帰責可能性があるだけではなく、なんらかの仕方で応答可能 (accountable) であるという意味で帰責を可能にする責任関係が必要である。これは、もし X が y に関して Z に応答可能である (あった) ならば、「X は y に責任がある」と Z によって問われる (逆に X は答えることができる answerable) ものである。彼は、企業が道徳的行為者であるためには、応答可能な責任関係を他者と築けなければならないと考える。

French が主張することは、そのためには形而上学的人格で十分だということである。彼は Donald Davidson の示す行為者性の条件を採用する³。それに従えば、ある主体が行為者性を持つことの必要十分条件は以下である。1. その主体

の行為がある出来事の原因として同定されるか、もしくは原因と同一であること、かつ、2. そうして同定された行為が主体によって意図されたものであるか、もしくはその出来事が主体の意図的行為の直接的結果であること。Frenchはこのように定められた行為者性が応答可能であるという意味での帰責可能性に等しいとみなす。ただし Davidson の言うところの行為者であるには、企業が為した何かが企業それ自体によって意図されたという形で、特定の出来事をあらためて記述可能にしなければならない。

またそこに集約的な意図が認められなければ、単なる群集 (mob) と区別がつかなくなる。群集は諸個人の寄せ集めにすぎず、責任は個人に割り当てられるにすぎないが、企業はそうではないと French は考えている。そこで企業に企業の意図があることを示すことが要求される。French は、企業が意図を持つことは以下に述べる企業の内的決定構造 (Corporation's Inner Decision Structure, CIDS) を通して判明する、と主張する。

- CIDS
1. 企業の権力構造の範囲で職位や階級を描く組織に関する・責任に関するフローチャート
 2. 企業の決定認知規則 (普通は企業方針が含まれる)

組織に関する・責任に関するフローチャートは組織内部の個人が組織の一部 (たとえば「取締役員 X」) であることを保証する。また、その中でお互いが責任関係で結ばれている。企業の決定認知規則とは、その決定が企業の決定であることを示す規則である。たとえば、「役員 X と役員 Y と役員 Z が役員会議で a を決議した」は「企業 A が a を決議した」ことである、という規則である。これによって企業の決定行為の意図が認知される。しかし、a の決議という決定行為が企業方針に背くものである場合は、この決定行為は企業の意図的な行為とは記述されない。したがって、企業方針が決定認知規則にとって重要なものになってくる。こうして意図を示す企業の CIDS に訴えることで、企業が Davidson 的な行為者であることが示される。そしてこのようにして形而上学的な人格が示されれば、企業はまた応答可能であるという意味での道徳的人格であるとも言える、というのが企業の道徳的行為者性の論証である。

2. 企業の道徳的行為者性に対する批判

French の上の論文「道徳的人格としての企業」は、主に企業倫理学者のなかで批判されてきた。French が想定した企業は、行為者であり、道徳的人格である。そして人間も行為者であり、道徳的人格である。よって French の論証は、企業に人間と同じ資格を与えているように思われる。しかし、企業は人間と同等ではないという直観を我々は持っている。そうした点で人間と同じように、企業に行為、意図、道徳的人格を認めることが批判されてきた。

批判その1. 企業の行為者性に対する批判

Manuel G. Velasquez は、企業の意図は認めてもよいが、企業活動を実際に行っているのは、その内部の個々人であり、企業それ自体の意図的行為を認めるべきではない、と主張する (Velasquez 1991, 112)。つまり、彼は企業が行為者 (形而上学的人格の構成要件) であることに反論している。Velasquez の考えでは道徳的責任 (moral responsibility) を持つのは行為の創始者 (an originator) であって、それは身体を持った企業内部の人間である (ibid., 114-115)。道徳的責任の帰属対象には行為の創始者が不可欠であると、彼が考えるのは次の理由による (ibid., 115-117)。まず道徳的責任がないならば刑罰責任はないので、刑罰には道徳的責任に支えられた道徳原理があるはずである。彼によれば、この刑罰の道徳原理が、功利主義や義務論や自然法の立場からそれぞれ成立するためにはいずれにせよ行為の創始者が必要であるとされる (ibid., 117)。しかし企業は行為の創始者ではない。したがって、道徳的責任は企業を構成するメンバーに帰属すると結論づけられる。

Velasquez の French に対する中心的な批判は、French の試みは企業と企業の構成メンバーの特性を区別していないという点にある。この区別をはっきりさせるとき、企業の各構成メンバーが意図的に企業活動を生じさせたのであれば彼らに道徳的責任があり、企業の行為が CIDS の帰結であればその構造に関与した構成メンバーに道徳的責任があり、企業活動が構成メンバーの意図しなかった結果であれば、それはハプニングにすぎない、と判断することができる。大雑把な言い方をすればここで Velasquez は、企業の責任は企業を構成する諸

個人の責任に還元されるという還元主義の立場にいる。こうした立場から彼は「ある会社 A が先日の石油流出に責任がある」という文は、「ある経営陣 X, Y, Z が先日の石油流出に責任がある」という文を省略した言い方 (an elliptical way of saying) にほかならないと述べている (ibid., 112)。

Velasquez がこのように主張する背景には、第一に企業が起こした事故の場合、誰がそれを為したのか問われなければおかしい、という危惧がある (ibid., 128-129)。第二に、より重要なこととして、企業の目的や福利がその部分としての人間のそれらよりも重要であることとして、企業を人間以上の巨大な人格 (a larger-than-human person) と認めることに対する危惧がある (ibid., 129)。彼は、企業の目的や福利はそれを構成する人間のそれらよりも重要だとみなされてしまう、と述べる。第二の危惧は、John Danley によっても言及されている (Danley 1999, 254)。

批判その2. 企業の意図と CIDS に対する批判

CIDS (企業の内的意思決定構造) は French の主張を特徴づけるアイデアであり、1979 年以降も French が強調する論点である。この CIDS に対する批判を以下で挙げてゆく。

John Danley は CIDS にジレンマを与えている (Danley 1999, 248-249)。CIDS は、我々が企業活動だと普通はみなす決定をかなり制限してしまっている。たとえば、CIDS の重要な要素として考えられる企業憲章 (corporate charter) は合法的な目的を目指した活動を認めているが、そのせいで違法な活動を生む決定構造は CIDS の条件を満たさないことになる。それは、違法な活動は企業の意図的な行為だとみなされないことを意味する。他方で、その制限を French が緩めてしまうならば、どの決定を企業の決定にしたらよいのか困難になり、極端な場合なにかもが企業活動になってしまう。

Michael Keeley は、企業自体が意図を持つことに反対している (Keeley 1981)。彼は 1. 組織のための目的 (goals for an organization)、2. 組織の目的 (goals of an organization)、3. 組織の結果 (consequences of an organization) を区別する (ibid., 150)。1. は組織のメンバーが目指すものであり、2. と 3. は組織それ自体が目指す、とされる。ここでは 2. の「組織の目的」が、CIDS を通した企業の意図

に対応したものである。Keeley は 1. と 3. は具体的に何かが示せるが、2. は明白ではないことを指摘する (ibid., 151)。組織をゲームと類推するならば、ゲームの規則つまり組織的な手続き (CIDS に相当する) を知ることから、どの行為がそのゲームを成すものかつまり組織的行動 (企業の行為に相当する) を特定できる。普通は、そこからプレイヤーの意図、すなわち組織のための目的が推論できる。だが、ゲームの規則はゲームそれ自体が何を意図しているのか、すなわち組織の目的 (企業の意図) を表さ (reveal) ない。したがって CIDS が企業の意図を示すかどうかは意味をなさないとする。

Thomas W. Smythe が指摘するように、この Keeley のアナロジーは失敗している (Smythe 1985, 329)。ゲームは人格ではないので、ゲームがそれ自身意図しないからといって企業が意図しないという推論がおかしいからだ。また French の言う規則は、意図された行為として企業活動を再記述するものであり、Keeley の言うようなゲームの規則にせよ企業の規則にせよ、規則それ自体が意図を持つということは French も主張していないと Smythe は Keeley を批判する。

Kevin Gibson は CIDS を通した企業の意図ではなく、代わりに企業文化を通した企業の性向 (disposition) に注目すべきだと主張する (Gibson 1995)。彼は、French の立場が責任を問う目的で当人の意図を前提する犯罪行動モデル (the model of criminal behavior) であるとしている。Gibson は危害を加えようとする企業の意図は一般的に同定可能ではないだろうと French を批判している。そこで彼はこうした前提によらない、不法行為モデル (the tort model) を提案している。不法行為モデルは有罪性 (culpability) として、わざわざ意図を示す必要はなく、企業が持つ文化に対するその企業の配慮の義務 (a duty of care) に注目する。そのとき、思慮深い、先を見据えた行為をしなかった企業の性向は、怠慢 (negligent) だとみなされ、非難される。よって、Gibson は、企業の意図を示すよりも企業の性向を示すことのほうが簡単だと主張している。

批判その 3. 企業の道徳的人格性に対する批判

たとえ企業に意図があり意図的行為が可能であるとしても、道徳的人格にはならないという主張もある。Danley は、この論点を指摘する論者として Thomas Donaldson を挙げている。なぜ道徳的人格にはならないのかというと、猫もネ

ズミを獲る際には意図を持って行為すると言うが、猫がその行為に道徳的責任を負っているというのはおかしいと考えるのが普通だからだ (Danley 1995, 251-252)。

Danley によれば、Werhane はこの議論で持ち出された猫を Daniel Dennett の志向的システム (intentional systems) に拡張して、企業は志向的システムにすぎないのだから道徳的人格ではないと主張している、とされる (ibid., 252)。

志向的システムとは、我々が志向的スタンス (intentional stance) をとって、対象に帰するシステムである。志向的スタンスとは、その対象の動きを説明・予測する目的で、その対象が合理的であると前提するほうがその目的に達することにおそらく最も成功できるだろう場合、信念や欲求などを実際にあるかどうかに関わらず、我々がそのシステムに対してとるスタンスのことを指す (Dennett 1978, 271)。したがって、企業が志向的システムであるという主張は、それが本当に信念や欲求を持つかどうかに関わらず、我々が志向的スタンスをとり企業活動を説明・予測する際にあたかもそれらが企業にあるように捉えたほうがよいことを含意する。

Dennett は論文「人格性の条件」(ibid., 267-285)において、あるものが人格であるための条件を考察している。そのなかで人格であるための六つの条件のうち、1st. 合理的であること、2nd. 意識的な状態が帰属されるものであること、あるいは心理学的、精神的、意図的な述語が割り当てられるものであること、3rd. 志向的スタンスの対象であること、という相互依存した三つの条件をまとめた条件としてこの 志向的システムであるという条件を含めている (ibid., 271)。そして、志向的システムに加え、互惠性、言語による意思疎通能力、自己意識があることを人格性の条件としている。以下で示すように、これらは上位の条件を満たすものが必ず下位の条件を満たすが、その逆ではないという階層関係にある。

人格性の条件

- 6th. 意識的である (自己意識)
- 5th. 言語による意思疎通能力
- 4th. 互惠性

1st. - 3rd. 志向的システム

したがって、Werhane の主張は、たとえ企業が志向的システムだとしても、それだけでは人格性の条件を満たしていないので、企業が道徳的人格であるとは言えないという主張である。

そこで、企業は志向的システムより上位の諸条件も満足する、あるいは満足できるという再反論が考えられるだろう。たとえば Thomas W. Smythe は、もし企業の意図を認めるならば、互恵性と言語による意思疎通能力も企業は満足できることを指摘する (Smythe 1985, 330)。彼は、Dennett に従って (Dennett 1978, 273-278)、これら二つの条件を満たすためには、それぞれ二階の志向的状態と三階の志向的状態を企業のなかに認める必要があると述べる。Smythe は、もし企業の意図を認めるならば、企業には二階の志向的状態があると言う。たとえば、A 社は単にある事業についての信念、欲求、意図を持っているだけでなく、B 社が持っているある事業についての信念、欲求、意図についての信念、欲求、意図を持っている。これに対して、Donaldson の例における猫もまた、ねずみを捕らえようとする志向的状態だけでなく、ねずみの逃げようとする志向的状態についての二階の志向的状態を持っているように思える。だが、Smythe によれば、それは猫が本能からそのようにするのであって、猫に二階の志向的状態があるわけではないとされる。さらにまた Smythe は企業には三階の志向的状態があると述べる。A 社の取締役が B 社の合併提案を拒否する決議を通すとき、A 社の志向的状態の中には、B 社の A 社の志向的状態 (合併を拒否しよう) についての志向的状態 (A 社は合併を拒否するだろう) に関しての志向的状態 (B 社は自社が合併を拒否することを想定しているだろう) があるとみなすことも可能であるからだ。よって企業にはこれらの高階の志向的状態が認められそうなので、仮にそれらがあれば、企業は互恵性と意思疎通能力を持つことができる、とされる。Smythe の主張は、Donaldson や Werhane の主張に対し、企業は猫や志向的システム以上の能力を持っていると応えていることになる。

また、William G. Weaver は志向的システムがさらに道徳的人格になるために、言語使用者であることと、環境に適応的 (adaptive) であることの二つの条件を加えることを提案している (Weaver 1998, 94)。まず、企業は言語使用者である

と言えるのだろうか。Weaverによれば、企業は単に情報を得るだけでなく、それによって独自の仕方でも話し返す(talk back)ことができるとされる。たとえば「合併」という、人間には適用されない情報を用いて、企業同士が合併の合意に向けて互いに意思疎通を図ることができる、とされる。また、企業が環境に対して適応的である理由は、企業が多く異なる合理性に関わるからだとする。この点でWeaverの議論は明瞭ではないが、彼は企業の合理性を環境に対する適応性と考えているようである(ibid., 93)。よって、道徳的人格である少なくとも二つの付加的な条件が企業によって満たされたことになる。

ここまで見てきたように、企業の道徳的人格性に向けられた批判は志向的システムを巡る論争として部分的に展開されているが、別の方向性からの批判もある。Stephen Wilmotは、組織に関するポストモダニズムと、カントの自律の原理から、Frenchを批判する。組織に関するポストモダニズムは、企業も含め現代組織は、具体化された実体(reified entities)として扱うべきではなく、集団化や諸活動の移行パターンとして捉えるべきであるとされる(Wilmot 2001, 163)。Wilmotによれば、この点で、Frenchは企業を具体化された一個の道徳的行為者として扱っており、批判される。またWilmotは、我々の道徳的責任概念の捉え方はカントの自律の原理に依存していると言う。これにより道徳的に判断されるものは、我々が自律的な存在者として為した行為の正しさであるとされる。自律的な存在者はその行為が普遍的法則になるように意志できなければならない。自律的な存在者は、自律的・道徳的に選択した目的以外の目的のためには存在しないので、それ自体が目的だとされる。これらの要請に応じない存在者は自律的ではなく、その行為は道徳的に判断されない。しかし、Wilmotは、企業は明らかにそれ自体が目的ではなく、我々の手段にすぎないと述べる。それ自体が目的である企業概念は企業の定義から矛盾しているとされる。したがって、企業はそれ自体で自律的ではなく、その行為は道徳的判断の対象ではないと、Frenchを批判している(ibid., 165)。

3. 企業の道徳的行為者性に関する議論の検討

Frenchの論文「道徳的人格としての企業」では、企業が道徳的人格である根

拠として、企業についての形而上学的な主張（企業は形而上学的な人格である）がなされた。以上で見てきた批判者たちは、この根拠を崩すことで企業が道徳的人格たりえないことを主張した。逆に擁護者たちは、この根拠を補強するために、志向的システムというアイデアを利用して French の形而上学的主張のさらなる展開を試みた。この点で、以上で見てきた批判のほとんど⁴が French の論証構造を適切に捉えており、評価できるものである。

本節では、これまで見てきた批判を検討し、論争の構造を明らかにしてみたい。

検討その1. CIDS の働き

Danley の批判によれば、CIDS は我々が企業活動とみなす決定をかなりの部分で制限しているとされた。現に我々は企業憲章に従ったものだけを企業活動だとしてはいない。この批判は適切なものなのだろうか、ここで検討してみたい。

そもそも CIDS とは企業の意図を、行為文を再記述する形で与える概念的装置である。CIDS を通して我々は企業の意図を理解することができる。CIDS はいわば、企業の意図を見るための顕微鏡や望遠鏡のような役割を果たしている。したがって、CIDS が企業活動を制限しようとも、企業の意図さらに企業の意図的行為が制限されるわけではない。だから、先の Danley の批判に対し、French 自身が、CIDS は企業憲章などの書かれた条項に必ずしも従う必要はない、と応答している (French 1984, 54-66)。もし書かれた規則が、実際の意志決定構造と異なっていたならば、規則こそ修正されねばならない。

Gibson も同様の論点を誤解していると考えられる。彼は、企業の意図が少なくとも企業の性向ほどには容易に同定できないだろうと批判した。しかし今述べたような、企業の意図と CIDS の差異に注意すれば、彼の批判は、企業に意図があることに向けられたものではなく、概念装置として CIDS が企業の意図を同定する装置としては不完全であることに向けられたものだとわかるだろう。そこで、French と Gibson の対立は、企業の意図と企業の性向にあったのではなく、それらを同定するための CIDS と企業文化（の調査）にあったと言い直すべきだと思われる。その場合 Gibson の想定に反して、彼の言う企業の性向が、

French が言う企業の意図と簡単に区別できるようなには思われない。最終的に Gibson が注目する思慮深い、先を見据えた行為においても、それが単にある行為を控えようとする消極的意図だとしても、意図という概念が関わらざるをえないという Wilmot の指摘 (Wilmot 2001, 162) は、ここに関わっていると考えられる。そこで、Gibson には、意図と性向の概念上の差異を明確にする挙証責任がある。

検討その2. French の反還元主義の検討

Velasquez の危惧のひとつは、French のような反還元主義に立てば、企業の不祥事が誰かのせいではなく会社全体が悪いのだということにされ一部の人々が免責されてしまうことにある。しかし French が言いたいのは、企業が引き起こした事故の責任を問う場合、誰か特定の個人を追及する仕方だけではなく、別の仕方で責任をとるべき場合もありうるということである。たとえば、1986年のチャレンジャー号の爆発はその後の Diane Vaughan らの精力的な事例研究を通して、企業の制度的な体質に重要な問題があったことが判明している。また同様の事例として、何人かの論者は、1984年に起きた Bhopal での化学工場事故を挙げている (Werhane 1989, 822; Gibson 1995, 763)。Werhane はこれらの事例分析をふまえて French の主張を、企業の行為を始めるのに必要な企業の方針や実務は企業の内的意志決定の所産そのものであるのだから、単に個人だけには割り当てられない、と解釈している。ここで彼女は「単に (solely)」を強調し、これは個人に対する責任追及を排除するものではないとしている (Werhane 1989, 822)。

検討その3. French の論証に対する誤解

Wilmot や彼が言及する G. Ouyang & R. A. Shiner⁵ は、French の主張が本来企業という存在者に対する形而上学的な命題ではなく、意味論的な命題であることを指摘する (Wilmot 2001, 162)。つまり、French の議論は、「企業はしかじかの活動に対して責任がある」という命題が有意味であることを示す論証だとされる。したがって、企業責任についての命題が有意味であったとしても、そこから企業という存在者にコミットすることには飛躍があると、French は批判さ

れる。

確かに先述した French の論証は、企業に意図があり、行為者であると主張しているので形而上学的なものである。しかし、French は企業の道徳的責任に関する命題の有意義性から企業の形而上学を展開したわけではなく、反対に、企業の形而上学を根拠に、企業の道徳的責任に関する命題の有意義性を主張したのである。この点で、Wilmot らの批判は的を射していない。

4. 『企業の倫理』での「企業の道徳的行為者性」の論証

French が企業の道徳的行為者性を扱う第一の目的は、1979 年の論文では明示されないが、以降の一連の著作から企業倫理学における方法論的個人主義 (methodological individualism) に対する対抗案であると判断してよいと思われる (たとえば、Danley 2002)。French は、1995 年の『企業の倫理』において、企業は現代人間社会の侵略者 (invader) であることを述べている (French 1995, 3)。ここで「侵略者」という語で、人間中心であった道徳的共同体に企業が侵略した状態が表わされている。中世の社会における生まれながらの社会階級の地位 (status) から、現代企業社会の交換可能な職場での地位 (station) への、社会に対する個人のあり方の移行はこのことを示す一例だとされる (ibid., 3-8)。

『企業の倫理』の特徴の一つは、方法論的個人主義への批判であるが、これまで考察してきたことに関係してより重要だと思われることは、French が人格 (person) 概念を放棄しているように思われることである⁶。彼は、人格概念の使用は誤解を招くものだったとし、その代わりにアクター (actor) や社会的アクター (social actor) という概念を採用している (ibid., 10)⁷。このアクターという言葉は、人格のような人間を中心にした含意を意図的に避け、道徳的主体 (彼の言い方だと「道徳的共同体の単位 (unit)」) を指す言葉として用いられる。French は、アクターが、1. 信念と欲求にある意味で還元されない意図、2. 長期的・短期的利益を得る際に必要な合理的決定能力、3. 他者や自己に対して害のある行動においてその意図やパターンを変更することで道徳的批判に応える能力、といった機能的な能力 (functional capacities) を持つかもしれない、と期待する (ibid., 12)。

この本の論点のいくつかを詳細に採り上げてみたい⁸。その際、French が引用する論者たちの自身の文脈にまで、必要に応じて遡ることにする。

方法論的個人主義批判

French が企業の道徳的行為者性を主張する最も大きな理由は、これまでの倫理学があまりに方法論的個人主義一辺倒であったことが企業倫理学にとって障害になっていたことにある。彼は本書において、企業それ自体を主役とした企業倫理を展開する必要を説き、従来の倫理学があまりに方法論的個人主義的であったことを批判している (ibid., 9)。その批判対象として Velasquez も挙げられている (ibid., 9 n.12)。

また、方法論的個人主義批判ということをつまめると、企業と単なる群集 (mob) の区別を巡る French の議論はわかりやすくなる。単に原因を帰することが可能であるという意味での非道徳的な因果的責任述語は、企業に当てはめようと、群集に当てはめようと、それは個々人に還元される。方法論的個人主義の特徴は、道徳的な責任述語に関しても同様に、この二つの集団に適用することは、個々人に適用することだと考えるところにある。逆に、French の反方法論的個人主義は企業に関しては道徳的な責任述語の個々人への還元ができないと主張していることだと判明する (French 1984, 12-13)。

Bratman の意図についての理論への支持

本書で French は企業の意図が、行為に現れるように思える意図 (intention as it seems to appear in actions) と区別された行為しようと意図する状態 (the state of intending to act) であることを、明確にしている (French 1995, 11)。これは Michael E. Bratman にならった区別であり (Bratman 1999, 5)、彼が欲求・信念モデルを批判する際に最初に行われた処置である。

意図の信念・欲求モデルの主要な考えは、行為者のある時点の信念と欲求が、その時にさまざまな仕方得意図的に行為する理由をその行為者に与えるということである (ibid., 15)。このモデルにおいて、たとえば、私が『哲学の探求』の新刊を購入することを欲しており、名古屋大学の生協へ行くことで手に入れることができると信じているならば、これらの私の欲求と信念が私に生協へ行

くという意図的行為の理由を与えることになる。このモデルでは意図という理由による行為の説明を、行為と信念・欲求との因果関係の説明に置き換えるので、ある種の意図の信念・欲求への還元が行われている。

Bratman はこのモデルを批判するにあたり、まず意図が含む意欲的な (volitional) コミットメントと推論の核となる (reasoning-centered) コミットメントの二つに注目する (ibid., 15-18)。そして、これらが優勢な欲求 (a predominant desire) というアイデアによっては置き換えることができないとする (ibid., 18-19)。また彼は、これらのコミットメントが優勢な欲求に還元できると、相反する二つの意図を持つという不合理が不可能になってしまうと述べる (ibid., 19)。その事態は不合理だとしても可能だとされる。よって、欲求だけでは意図の含意するこうしたコミットメントの役割を果たすことができないことになる。さらに、欲求に信念を加えても問題が起こる (ibid., 19-20)。まず、信念を加えても、相反する二つの意図を持つという不合理が不可能になってしまう先ほどの問題は解消されない。また、行為しようという意図が必ずしも行為するだろうという信念を含意するわけではないとされる。Bratman の例 (ibid., 37) を一つ挙げれば、自転車に一度乗るとあたかも自動操縦装置 (automatic pilot) になってしまう性向を持つ者が、途中本屋に立ち寄ろうと意図した場合、その者は自分が立ち寄るとは信じていない、と我々は考えるだろう。よって、必ずしも意図が信念を含意するわけではない。これらの理由により、Bratman はわざわざ信念・欲求モデルを主張することに利点がないと述べている (ibid., 20)⁹。

French は Bratman の議論を支持し、企業の意図が信念・欲求モデルにおいて信念と欲求に上記のように還元されないことを主張する (French 1995, 11-12)。もし我々が信念・欲求モデルを採用すれば、企業に意図を認めることが企業に信念や欲求を認めることにつながるとされる (French 1995, 11)。しかし、彼によれば、普通の意味ではどうやっても企業が信じることや欲することはできないと我々は考える。したがって、彼はこうした信念・欲求モデルを批判する Bratman に同意する。その上で彼は、Bratman の意図に関する理論 (たとえば、意図が計画と分かちがたく結びついていることや、意図が行為の枠組み理由 (framework reasons) を与えること¹⁰) に依拠するかたちをとっている (French 1995, 11-12)¹¹。

人間のいない企業という思考実験

French は Meir Dan-Cohen による次のような思考実験を挙げる (ibid., 34-35)。ある製造会社が成長し、その経営陣はその企業の事業すべてを完全に自動化することを決定した。その企業は製品を生産し続け、法的身分を変えることもせず、以前と同じようにその企業が位置する地域に対し政治的・文化的活動を続けた。経営陣はその状態を見て、経営上の意志決定もコンピュータに任せる決定をした。人間の経営者が定年退職した時に新しい人員を補充しない企業方針が立てられ、企業は全体的に徐々にコンピュータ化されていった。当然、企業は地域福祉や文化イベント、また政治候補者の支援活動も続けたが、その企業の利害関係者のほとんど誰もが、企業が全社コンピュータ化されていることに気づけなかった。この企業は依然として労働争議ができ、自らの権利を守っている。

French はこの思考実験を通して、人間がこの企業から除去されたことが、企業のアクターとしての身分の損失につながらないとしている (ibid., 35)。言い換えれば、人間のいない企業でさえも道徳的主体として認められる、ということである。その理由として French は、先述したようにアクターは CIDS があるかどうか、つまり、利益を得るための行為を合理的に選択する機能的能力を持っているか、そしてその企業の利害関係者に適切に反応するための手続きと方針を持っているかどうか、に依存するからだと述べる (ibid., 35)。

道徳的ランキングシステム

French は本書で道徳的に優先される主体の関係を以下のような道徳的ランキングシステムとして考察する (French 1995, 63-65; 72-77)。最も優先される主体は A ランクに属し、それに続いて B ランク、C ランクが用意される (ibid., 64-65)。B ランクは A ランクの目的のためには手段となることができる。French は人間や企業を B ランクに位置づける。C ランクにはそのほかの生物が位置づけられるかもしれないし、一部の功利主義者は感覚性を持った存在者 (sentient beings) を B ランクに位置づけるかもしれない。French は A ランクには具体的に当てはまる者を挙げることはできないと言う (ibid., 76)。どのような目的のためにも手段たりえない存在者を挙げることはできないからである。ここで人間よりも

上位のランクとして神のような神的な実例が挙げられるかもしれないが、Frenchはこうした議論するつもりはないとする (ibid., 65)。そこで、Aランクは空いている (vacant) とされる (ibid., 76)。しかし、すべてのランクに位置するものが価値ある人生を探求することと整合的であるような仕方では社会構造の維持にコミットする存在者として、我々はAランクに当てはまる者を理想的に理解することができるだろうと French は主張する (ibid., 76-77)。これによって、Bランクに位置する人間や企業は何者に対してもその目的のための手段として扱われるべきではないと、主張する枠組みが与えられる (ibid., 76)。これは企業を人間のための手段として扱ってはいけないだけでなく、人間を企業のための手段として扱ってはいけないことも含んでいることに注意したい。

企業倫理のモデルとしてのゲーム理論

本書第一章終盤では新しく提案されたアクターという概念を用いて、企業倫理のモデルとしてゲーム理論が使われている (ibid., 77-87)。ここで彼は、Peter Danielson が企業は人間よりも合理的であるとする論証を援用するかたちで、なぜ企業が人間よりも道徳的に適った存在でありうるのか、という問題提起に答えている。そのために、Bランク同士が競合する状況をゲーム理論上でモデル化している。もしゲーム理論を用いて企業が道徳的主体として適格であることが言えるならば、企業の道徳的行為者性の条件は、ゲームに参加する意図を持ち、道徳的であるとみなせる何らかの制約が課された戦略をとる、そのような企業を用意できるだけで十分であることになる。

ところで、なぜ French は企業が道徳的主体として適格であることを示すために、ゲーム理論上の戦略を論じているのか。彼はその詳細を省いているので、ここでは David Gauthier の著書『合意による道徳』に従って補足しておく (Gauthier 1986)。この本のなかで Gauthier は、伝統的な道徳観念を個人の (individual) 利益追求に対する合理的な制約であるとする (ibid., 2)。その場合、道徳原理とは、複数の可能な行為間で選択・決定をするための合理的原理のなかに含まれる、自己利益を追求する行為者に偏りのない (impartial) 仕方で制約を課するようなある種の原理であるとされる (ibid., 3)。したがって、Gauthier (そして、おそらく French) は、合理的選択理論の一部として道徳理論を展開

することになる (ibid., 2-3)。そのために使われる理論として、経済学や決定理論も挙げられるだろうが、それらは行為の結果を考える場合に単独の行為者の選択との関係でしか考えられないという限界を持つ (ibid., 3-4)。この点、ゲーム理論は他の人々の選択についての予測に基づいて決定を下すような行為者の選択も考察範疇に入るので、二人以上の行為者の選択の結果を分析することができる (ibid., 4)。

手順は次のようになる。まず伝統的な契約説的根拠に倣い、道徳的制約は完全に自発的な事前の合意として導入される (ibid., 8-10)。つまり、Thomas Hobbs のよく知られた自然な戦争状態のコストを回避する合理的取引が道徳的なサンクションとして要求される。Gauthier はこの取引において、初期状況に相対的な効用比率を最も多く譲歩したプレーヤーの譲歩が最小になるような、相対的譲歩のミニマックス原理 (principle of minimax relative concession)こそ、それに従うことが最適であるとし、これが個人の自己利益追求を制約することが示されれば、道徳原理とみなしてよいと述べる。ただし French はこの段階を問題にしていない¹²。問題は、なぜその合意に事後的に従うべきなのかという遵守の根拠を提示する段階である (ibid., 14-15; chapter 6)。ここで、ゲーム理論的なモデルを用いて、当の合意に基づいてある制約の下で行為する戦略をとった二人以上の行為者の結果を比較することで、その合意に従い続ける根拠を提示することになる。もしその制約のもとで利益を追求することが合理的であることが示されるならば、道徳性を個人の利益追求に対する合理的な制約として位置づけることができる (ibid., 15)。

Gauthier はそのために制約付き利益追求者 (constrained maximizer, CM) を想定し、その利得が率直な最大化追求者 (straightforward maximizer, SM) の利得よりも多くなることで CM の合理性を示している (ibid., 164-182)。ここで、SM とは事前の合意に関わらず効用を最大化する者であり、また CM とは相手が合意に沿って行動していれば効用の最大化を追求するが、相手が SM だとわかると SM になる者である。しかし、French によれば Danielson は、Gauthier の CM と、Danielson が提案する互恵的協力 (reciprocal cooperation) を比較し、互恵的協力の方がより合理的だろうと主張している、とされる (French 1995, 82)¹³。French は最終的に、囚人のジレンマゲームとチキンゲームの双方において、道

徳的であるようなプレイヤーは、互恵的協力と”less broad cooperation”と呼ばれる戦略の組み合わせを採用するだろうとしている (ibid., 85)。

ここで French は道徳的でありうるゲームプレイヤーのクラスは、認知的な透明性 (cognitive transparency)、手続きの公開性、方針を持っているなどの機能的な能力 (functional abilities) を備えていることによって決定されるという Danielson の考えに注目する (ibid., 85)。Gauthier も彼の上記の論証の仮定として、ゲームプレイヤーはそれぞれ相手がどのような性向か (彼の議論ならば CM か SM か) を判断でき、相手をこの点で欺くことは不可能であるという要求を課している (Gauthier 173-174)¹⁴。French はアクターがこのような機能的な能力 (それには当然、意図も含まれる) を備えているかどうかによって決定されることが『企業の倫理』を通して自分が擁護している見解であるとし、CIDS は企業の機能的な能力を使って作られたものであると述べる (Ibid., 85)。

したがって、Danielson の論証を支持するならば、CIDS を備えた企業は道徳的でありうることになる。他方で French は、人間は意志の弱さや長期的な目標よりも短期的な満足に甘んじてしまう性向を有しているため、互恵的協力者のような合理性を持っていないと考えている (ibid., 86)。

批判の検討

『企業の倫理』において従来の French の枠組みは大きく変わっている。一番変わったことは、道徳的行為者性そのものの意味するものである。1979年の段階では、道徳的行為者性とは、企業が Davidson 的な行為者性の条件を満たすことが道徳的人格であるための必要十分条件である、ということだった。つまり企業の道徳的人格性 (corporate moral personhood) をいかに正当化するかが一番の目的であった。企業の道徳的行為者性とは、第一に企業の道徳的人格性であったと言ってよい。しかし、1995年の段階では、企業の道徳的人格性は問題にはなっていないように思われる。ひとつには French が人格概念の使用を放棄したと判断できるからである。また、個々の企業の利益追求に対する合理的な制約を道徳性だとする Gauthier 的な前提によって、人格性は問題にされないからである。よって、企業の道徳的行為者性は、もはや企業の道徳的人格性の問題ではなくなると考えてよいだろう。

『企業の倫理』での French の主張により、従来の批判にどの程度応答できるか検討してみる。批判をかわす論点は次の二つのタイプに分けられるように思われる。

1. 企業の道徳的人格性に向けられた批判
2. French が立場を明らかにしなかった箇所に対する批判

まず、企業には行為はないという、Velasquez からの批判に対しては、第一のタイプの論点としてある程度応えることができる。企業がゲーム理論的なプレーヤーとして適切であることを根拠にする French にとって、Velasquez が主張するように行為に不可欠な行為の創始者 (an originator) としての身体を道徳的責任を持つ主体にわざわざ想定する必要はない。プレーヤーに求められることはゲームに参加する意図だけであって、人間のような身体を持つかどうかに関わらず、あとはゲーム上の単位として合理的に振舞えば、ある種の制約として企業の振舞いは道徳的であると言えることになる。

また Velasquez のような還元主義者側からの批判に対しては、第二の論点として応答できる。まず、方法論的個人主義を批判することを主題にした本書においても、French はこれまでと同様に Velasquez と対立している。問題は、French が反還元主義を支持する根拠を少なくとも 1979 年の段階では提出していなかったことにある。French は本書で、人間のいない企業という想定において企業がアクターとしての資格を剥奪されていないことを示すことで、その根拠を提出している。

企業を人間よりも道徳的に優先される人格とみなすことに対する Velasquez の危惧についても、第二のタイプの論点として応答できる。道徳的ランキングシステムによれば、企業はせいぜい人間と同等であって、人間よりもその目的や福利が重要であるとみなされるわけではない。French は道徳的ランキングシステムを提案することで、自身が何を道徳的に優先させるかについて、1979 年には明らかでなかった立場を今回明らかにしたと評価することができる。

また道徳的ランキングシステムは、Wilmot の批判に対しても第二のタイプの論点として応答している。Wilmot の批判の根拠には、企業は道具であり人間の

目的の手段にすぎないという考えがあった。道徳的ランキングシステムによれば、企業も人間と同等に手段とみなされるべきではないことになる。よって、たとえ Wilmot が強調するように我々の道徳的責任概念の捉え方がカントの自律の原理に依存していようと、French はそれを認めたいうで、Wilmot に再反論することができる。

志向的システムを巡る議論についてはどうか。これには第一のタイプの論点として応えることができる。志向的システムに何を加えれば道徳的人格たりえるかは、既に見てきたように、依然論じられるべきテーマであることに変わりない。『企業の倫理』は、この点で企業の道徳的行為者性を巡る論争に、まったく別な論証を持ち込んだことになる。企業倫理のモデルとしてのゲーム理論の使用は他にも、Robert C. Solomon などによって論じられ (Solomon 1992, 48-64)、企業倫理学の専門学術誌 *Business Ethics Quarterly* でも 1999年に特集が組まれている¹⁵。したがって、道徳的行為者性を認める立場には、その論証の根拠に、1. まず企業は志向的システムであって、さらにしかじかの諸条件を満たすので、道徳的人格であると言えるという路線をとるプログラムと、2. 道徳性は個々の企業の利益追求に対する合理的な制約であり、こうした制約を課したままプレイすることが合理的であるようなゲームプレーヤーとして企業がふさわしいのであれば、企業は道徳的行為者であると言えるという路線をとるプログラム、の二つが考えられる¹⁶。

5. 終わりに

今回の議論を通して、志向的システムを巡る議論と、ゲーム理論を利用した倫理学上の論争をサーベイすることが、企業の道徳的行為者性というテーマを探求するために不可欠な作業であることがわかった¹⁷。今後は、これらの課題に焦点を当てて研究を進めてゆきたい¹⁸。

註

¹ French に近い立場として、Werhane は「二次的な道徳的行為者 (secondary moral agent)」として企業を、Goodpaster は合理性を顕示し敬意を持って他者を扱う能力を備えたもの

- として企業を、想定している (Werhane 1989, 821; Goodpaster 1983)。ただしどちらも、French とは異なり、企業が人格を有するものだと考えていない。したがって、企業の道徳的行為者性を認める立場において、企業の道徳的人格性を認める立場 (1989 年の French) と認めない立場 (Goodpaster, Werhane そして 1995 年の French) をさらに区別することができるだろう。
- 2 道徳的行為者性を巡る論争は現在のところ French 一人を中心に展開されていると言ってよい (Danley 2002, 244)。そこで、本稿も道徳的行為者性というテーマを扱いながら、結局 French の思想を扱うかたちになった。
 - 3 French は Davidson の行為者性の条件について、「たとえば」として彼の論文「行為者性」(Davidson 1971) を挙げている。しかし、この論文において行為者性の条件がはっきりと主張されているようには思われない。
 - 4 ただし次節で French への誤解として挙げるように、Wilmot らの議論のなかには French の論証それ自体を適切に捉えていない箇所もある。
 - 5 Ouyang, G & R. A. Shiner, “Organisations and Agency,” *Legal Theory*, Vol. 1, 283-301, 1995. この論文は今回参照できなかった。
 - 6 ただし、French は企業の侵略によって人格という概念が再定義されたと述べている箇所 (French 1995, 2) もあるので、依然として企業が道徳的人格であると主張することもできるかもしれない。しかし、本稿で後に考察されるように、それはもはや 1979 年に彼が主張した企業の道徳的人格性ではない。
 - 7 French によると、このアクターという言葉は人間と企業について語るときに社会学者の James Coleman が著書 *Foundation of Social Theory* (Cambridge, 1990) でとった方法であるとされる (French 1995, 10)。
 - 8 本稿では『企業の倫理』の基本的枠組みが展開される第一章 (Part 1) を取り上げてゆく。
 - 9 また Bratman はここで採り上げた信念・欲求モデル以外にも、信念・欲求モデルを控えめに拡張したモデルなどについて批判を行っている (Bratman 1999, chapter 2)。本稿では、とりわけ French が支持する最初の信念・欲求モデル批判だけを示し、枠組み理由など Bratman の残りの議論の説明については省略した。
 - 10 French 自身は「枠組み理由」と表現していないが、この文脈では明らかである。
 - 11 しかし、その直後の箇所 French はまた、自分は意図を信念と欲求に還元することに反対しているのであって、意図に信念と欲求が含意されていることを否定してはしていない (French 1995, 12)。そこで、普通の意味では企業は信念や欲求を持たないが、志向的態度を我々がとるならば、あたかもあるようにみなすことも可能であると考えると、French 自身の主張と整合的だとみなせる。したがって、Bratman を支持する議論の焦点は、我々は企業の信念や欲求がないと考えることにあるのではなく、むしろ、意図が信念や欲求とは異なる行為の理由つまり枠組み理由を与えることに焦点があると解釈することも可能だろう。
 - 12 よって、ここではこれ以上相対的譲歩のミニマックス原理についても説明しない。詳細は (Gauthier 1986, chapter 5) を参照して頂きたい。
 - 13 今回は Peter Danielson の *Artificial Morality: Virtual Robots for Virtual Games* (Routledge, 1992) を参照できなかったので、Gauthier と Danielson の制約原理の比較を行うことができなかった。したがって、French が上記の結論に至るまでの過程も省略したが、本稿にとって重要なのは French が注目した、道徳的でありうるゲームプレイヤーのクラ

スはプレーヤーの機能的能力によって決定されるという Danielson の議論である。Gauthier と Danielson の制約原理の比較は今後の課題にしてゆきたい。

¹⁴ ただし Gauthier は、プレーヤーが透明 (transparent) であることは強い想定であり、透明と不透明のあいだの半透明 (translucent) であることを議論の前提にしている (Gauthier 173-174)。

¹⁵ *Business Ethics Quarterly*, Vol. 9, No. 1 (January 1999) .

¹⁶ 本稿の註 11 で指摘したような解釈をとれば、French 自身はどちらのプログラムも支持するかもしれない。

¹⁷ 本稿では、企業の道徳的行為者性を巡る次の論点を扱いきれなかった。1. French の寄せ集めと組織体の判定基準を巡る議論、2. French の想定する組織モデルと一致するものが実際の組織論のモデルにあるかどうかという問題、3. 法人という概念の問題、4. French が企業を権利の主体としていたこと (権利と責任の関係)、5. 4 に関係して動物を道徳的主体とみなすこととの論証構造のちがいが、6. Joel Feinberg の貢献的落ち度を採用した責任理論の有効性、7. CIDS の規範性。これらのうちいくつかのテーマは Danley (2002) に取り上げられている。ただし、Danley (2002) は French (1995) を参照していない。

¹⁸ 本稿は 2006 年度哲学若手研究者フォーラム (国立オリンピック記念青少年総合センター) において発表された原稿に加筆・修正を加えたものである。当日出席された方には有益な意見を多く頂いた。

参考文献

- Bratman, Michael E., *Intention, Plans and Practical Reason*, CSLI Publications, 1999.
- Danley, John, "Corporate Moral Agency," in Robert E. Frederick ed., *A Companion to Business Ethics*, Blackwell, 243-256, 2002.
- Dennett, Daniel, "Conditions of Personhood," in his *Brainstorms*, Bradford Books, 267-285, 1978.
- Davidson, Donald, "Agency," 1971, reprinted in his *Essay on Actions and Events*, 2nd edn., Clarendon Press, 43-62, 2002.
- French, Peter A., "The Corporation as a Moral Person," *American Philosophical Quarterly*, July, 1979. Reprinted in Thomas Donaldson and Patricia H. Werhane eds., *Ethical Issues in Business*, Prentice-Hall, 1983 and subsequent editions; Larry May and Stacey Hoffman eds., *Collective Responsibility: Five Decades of Debate in Theoretical and Applied Ethics*, Rowman and Littlefield, 1991; and a large number of other anthologies.
- French, Peter A., *Collective and Corporate Responsibility*, Columbia University Press, 1984.
- French, Peter A., *Corporate Ethics*, Harcourt, Brace, 1995.
- Gibson, Kevin, "Fictitious Persons and Real Responsibilities," *Journal of Business Ethics*, Vol. 14, No. 9, 761-767, 1995.
- Goodpaster, Kenneth E., "The Concept of Corporate Responsibility", *Journal of Business Ethics*, Vol. 2, No. 1, 1-22, 1983.

- Gauthier David, *Morals by Agreement*, Oxford University Press, 1986.
- Keeley, Michael, "Organization as Non-Persons," *Journal of Value Inquiry*, Vol. 15, No. 2, 149-155, 1981.
- Smythe, Thomas W., "Problems about Corporate Moral Personhood," *The Journal of Value Inquiry*, Vol. 19, No. 4, 327-333, 1985.
- Solomon, Robert C., *Ethics and Excellence: Cooperation and Integrity in Business*, Oxford University Press, 1992.
- Velasquez, Manuel G., "Why Corporations Are Not Morally Responsible for Anything They Do?," *Business and Professional Ethics Journal*, Vol. 2, No. 3, Fall, 1983. Reprinted in Larry May and Stacey Hoffman (1991).
- Weaver, William G., "Corporation as Intentional Systems," *Journal of Business Ethics*, Vol. 17, No. 1, 87-97, 1998.
- Werhane, Patricia H., "Corporate and Individual Moral Responsibility: A Reply to Jan Garrett," *Journal of Business Ethics*, Vol. 8, No. 10, 821-822, 1989.
- Wilmot, Stephen, "Corporate Moral Responsibility: What Can We Infer from Our Understanding of Organizations?," *Journal of Business Ethics*, Vol. 30, No. 2, 161-169, 2001.

(すぎもと しゅんすけ／名古屋大学)